

大阪府2025年日本国際博覧会子ども招待事業実施要綱 新旧対照表

(赤字下線箇所が改正箇所)

改正後	改正前
<p>(配付対象者)</p> <p>第4条 本事業の配付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する者とする。</p> <p>(1) 申請日において、大阪府の区域内に居所を有している者</p> <p>(2) 令和7年4月1日時点で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 4歳又は5歳（平成31年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた者）の幼児</p> <p>イ 府外の小学校、中学校又は高等学校等に通学する児童又は生徒</p> <p>ウ 高等学校等に在学しない15歳以上17歳以下（平成19年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた者）の者</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者</p> <p>イ <u>拘禁</u> 刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者</p> <p>ウ 既に本事業 <u>又は大阪府教育庁が実施する2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業</u> において交付決定された者</p>	<p>(配付対象者)</p> <p>第4条 本事業の配付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する者とする。</p> <p>(1) 申請日において、大阪府の区域内に居所を有している者</p> <p>(2) 令和7年4月1日時点で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 4歳又は5歳（平成31年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた者）の幼児</p> <p>イ 府外の小学校、中学校又は高等学校等に通学する児童又は生徒</p> <p>ウ 高等学校等に在学しない15歳以上17歳以下（平成19年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた者）の者</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者</p> <p>イ <u>禁錮以上の</u>刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者</p> <p>ウ 既に本事業 _____ において交付決定された者</p>

(申請者等)

第6条 本事業の申請者は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、配付対象者を現に監護する者）、世帯主である配付対象者又は知事が申請者として適当であると認める者とする。ただし、配付対象者が施設（別表1に掲げるものに限る。以下、同じ。）へ措置等がなされ、当該施設に入所している場合は施設の責任者（以下「施設長」という。）を申請者とし、里親（別表2に掲げるものに限る。以下、同じ。）へ措置等がなされている場合は里親を申請者とする。

2 申請者は、複数人の配付対象者分をまとめた申請（以下「複数人申請」という。）をすることができる。

3 申請者は、本事業に係る申請と合わせて府内市町村が実施する子ども招待事業（以下「府内市町村事業」という。）に係る申請（以下「一括申請」という。）をすることができる。また、本事業及び府内市町村事業の配付対象者が同一の場合は、知事が当該配付対象者の本人確認書類等による審査（以下「一括審査」という。）を行うことをもって、府内市町村の当該配付対象者の審査が行われたものとする。

4 申請は、知事が指定するインターネット上の特設 Web サイト内に設置する電子申請システム（以下「申請システム」という。）により行うこととし、それにより難しい場合は郵送申請書（様式第1号）の提出により行うこととする。ただし、申請者が施設長の場合は、第7項に規定する方法によることとする。

5 申請にあたり施設長を除く申請者は、申請者及び配付対象者の本人確認書類として次の各号に掲げるいずれかの写しを添付しなければな

(申請者等)

第6条 本事業の申請者は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、配付対象者を現に監護する者）、世帯主である配付対象者又は知事が申請者として適当であると認める者とする。ただし、配付対象者が施設（別表1に掲げるものに限る。以下、同じ。）へ措置等がなされ、当該施設に入所している場合は施設の責任者（以下「施設長」という。）を申請者とし、里親（別表2に掲げるものに限る。以下、同じ。）へ措置等がなされている場合は里親を申請者とする。

2 申請者は、複数人の配付対象者分をまとめた申請（以下「複数人申請」という。）をすることができる。

3 申請者は、本事業に係る申請と合わせて府内市町村が実施する子ども招待事業（以下「府内市町村事業」という。）に係る申請（以下「一括申請」という。）をすることができる。また、本事業及び府内市町村事業の配付対象者が同一の場合は、知事が当該配付対象者の本人確認書類等による審査（以下「一括審査」という。）を行うことをもって、府内市町村の当該配付対象者の審査が行われたものとする。

4 申請は、知事が指定するインターネット上の特設 Web サイト内に設置する電子申請システム（以下「申請システム」という。）により行うこととし、それにより難しい場合は郵送申請書（様式第1号）の提出により行うこととする。ただし、申請者が施設長の場合は、第7項に規定する方法によることとする。

5 申請にあたり施設長を除く申請者は、申請者及び配付対象者の本人確認書類として次の各号に掲げるいずれかの写しを添付しなければな

らない。ただし、世帯主である配付対象者は、自身の住民票（世帯主及び続柄が記載され、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもので3か月以内に発行されたもの）等の写しを添付しなければならない。

- (1) 本人確認情報が記載された個人番号カード、住民票（世帯主及び続柄が記載され、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもので3か月以内に発行されたもの）、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、国民健康保険若しくは健康保険等の医療保険の被保険者証又は資格確認書
- (2) その他知事が前号に準ずるものとして特に認めるもの

6 次の各号に該当する者が申請する場合は、前項に加え、当該各号に掲げる書類の写しを添付しなければならない。

- (1) 第4条第2号イに規定する者  
の申請者  
学生証、在学証明書又は府外の小学校、中学校若しくは高等学校等に通学していることを確認できる書類
- (2) 第4条第2号ウに規定する者の申請者  
申出書（様式第2号）
- (3) 里親  
次のいずれかの書類  
・大阪府又は大阪府内の児童相談所設置市が発行するはぐくみホーム（養育里親）証明書等、養子縁組里親証明書等又は専門里親証明書等

らない。ただし、世帯主である配付対象者は、自身の住民票（世帯主及び続柄が記載され、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもので3か月以内に発行されたもの）等の写しを添付しなければならない。

- (1) 本人確認情報が記載された個人番号カード、住民票（世帯主及び続柄が記載され、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもので3か月以内に発行されたもの）、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書又は国民健康保険若しくは健康保険等の医療保険の被保険者証 \_\_\_\_\_
- (2) その他知事が前号に準ずるものとして特に認めるもの

6 次の各号に該当する者が申請する場合は、前項に加え、当該各号に掲げる書類の写しを添付しなければならない。

- (1) 府外の小学校、中学校又は高等学校等に通学する児童又は生徒  
の申請者  
学生証、在学証明書又は府外の小学校、中学校若しくは高等学校等に通学していることを確認できる書類
- (2) 高等学校等に在学しない者の申請者  
申出書（様式第2号）
- (3) 里親  
次のいずれかの書類  
・大阪府又は大阪府内の児童相談所設置市が発行するはぐくみホーム（養育里親）証明書等、養子縁組里親証明書等又は専門里親証明書等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等にかかる医療の給付に関する取扱いについて」に定める受診券</li> <li>・その他里親であることが確認できる証明書</li> </ul> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>この要綱は、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年12月2日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>第4条第3号イの規定については、令和7年6月1日から施行し、令和7年5月31日までの間においては、「拘禁刑」を「禁錮以上の刑」と読み替えて適用する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等にかかる医療の給付に関する取扱いについて」に定める受診券</li> <li>・その他里親であることが確認できる証明書</li> </ul> <p>附 則</p> <p>_____</p> <p>この要綱は、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(様式第1号)</p> <p>・配付対象者は、<u>拘禁</u> 刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者ではありません。</p>	<p>(様式第1号)</p> <p>・配付対象者は、<u>禁錮以上の</u>刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者ではありません。</p>
<p>(様式第2号)</p> <p>私、_____は、<u>令和7年4月1日時点で</u>、大阪府2025年日本国際博覧会子ども招待事業実施要綱第3条第4項に規定する高等学校等に在学しない<u>15歳以上17歳以下の</u>者です。また、この申出書の内容に虚偽等が発覚した場合に不交付決定又は交付決定の取消し</p>	<p>(様式第2号)</p> <p>私、_____は、<u>申出</u> 日<u>現在</u>、大阪府2025年日本国際博覧会子ども招待事業実施要綱第3条第4項に規定する高等学校等に在学しない _____ 者です。また、この申出書の内容に虚偽等が発覚した場合に不交付決定又は交付決定の取消し</p>

<p>等があっても、一切の異議を申し立てません。</p> <p>※これは要綱第3条第4項に規定する高等学校等に在学しない<u>15歳以上17歳以下の</u>者が申請する時に使用する様式です。</p>	<p>等があっても、一切の異議を申し立てません。</p> <p>※これは要綱第3条第4項に規定する高等学校等に在学しない _____ 者が申請する時に使用する様式です。</p>
<p>(様式第3号)</p> <p>・配付対象者は、<u>拘禁</u> 刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者ではありません。</p>	<p>(様式第3号)</p> <p>・配付対象者は、<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者ではありません。</p>